

環境報告書

平成24年1月



財団法人東京都環境整備公社

<http://www.tokyokankyo.jp/>

目次

| | | |
|------|-----------------------------------|----|
| 1 | ご挨拶 | 3 |
| 2 | 環境報告書の範囲 | 4 |
| 2-1 | 対象分野 | 4 |
| 2-2 | 対象期間 | 4 |
| 3 | 会社の概要 | 5 |
| 3-1 | 設立年月日 | 5 |
| 3-2 | 設立目的 | 5 |
| 3-3 | 事業の沿革 | 5 |
| 3-4 | 組織図 | 6 |
| 4 | 公社事業のご案内 | 7 |
| 4-1 | 収集運搬リサイクル事業 | 7 |
| 4-2 | 産業廃棄物処理事業（城南島エコプラント） | 7 |
| 4-3 | 中央防波堤埋立処分場に関する諸事業 | 7 |
| 4-4 | 施設運転管理事業 | 7 |
| 4-5 | 環境分析及び検査事業 | 8 |
| 4-6 | 神田情報センターの諸事業 | 8 |
| 4-7 | 廃棄物処理施設に関する技術支援事業 | 9 |
| 4-8 | 東京都環境科学研究所の諸事業 | 9 |
| 4-9 | 広報普及等事業 | 9 |
| 4-10 | 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）の諸事業 | 9 |
| 5 | 環境方針 | 10 |
| 6 | 環境管理の概要 | 11 |
| 6-1 | 環境マネジメントシステムの導入経過 | 11 |
| 6-2 | 環境マネジメントシステムの概要とシステムフロー図 | 11 |
| 6-3 | 環境マネジメントシステムの組織及び権限、責任 | 12 |
| 6-4 | 環境マネジメントシステムの教育・訓練 | 13 |
| 6-5 | 環境マネジメントシステムの緊急事態及び対応 | 13 |
| 6-6 | 環境マネジメントシステムの内部環境監査実施状況 | 13 |
| 6-7 | 環境マネジメントシステムの法規制類順守等の状況 | 13 |
| 6-8 | 環境マネジメントシステムのマネジメントレビュー | 13 |
| 7 | 環境負荷（著しい環境側面） | 14 |
| 8 | 平成23年度著しい環境側面 | 15 |
| 9 | 著しい環境側面への取組結果 | 16 |
| 9-1 | 環境学習会及び産廃排出事業者講習会の開催、キッズISOの普及活動 | 16 |
| 9-2 | 廃棄物処理施設の維持管理に関する技術支援 | 16 |
| 9-3 | 清掃工場の排ガス水銀分析計の安定稼働 | 16 |
| 9-4 | 京浜島不燃ごみ処理センターの安定操業 | 17 |
| 9-5 | 廃蛍光管、廃ペットボトル、廃消火器のリサイクル | 17 |
| 9-6 | 環境汚染物質等の分析測定 | 19 |

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| 9-7 | 中央防波堤埋立地におけるごみの飛散抑制 | 19 |
| 9-8 | 受入ヤード滞貨量の管理（中防不燃ごみ処理センター） | 19 |
| 10 | 東京都地球温暖化防止活動推進センターにおける取組 | 20 |
| 10-1 | 東京都地球温暖化防止活動推進センターの概要 | 20 |
| 10-2 | 東京都地球温暖化防止活動推進センターの事業 | 21 |
| 11 | 城南島エコプラントにおける取組 | 27 |
| 11-1 | 城南島エコプラントの概要 | 27 |
| 11-2 | 環境対策 | 29 |
| 12 | 東京都環境科学研究所における取組 | 30 |
| 12-1 | 東京都環境科学研究所の概要 | 30 |
| 12-2 | 東京都環境科学研究所による調査研究 | 31 |
| 12-3 | 東京都環境科学研究所による技術支援 | 31 |

ご挨拶

当社は、昭和37年に東京都の廃棄物収集運搬事業を補完することを目的として設立されました。設立当初は収集運搬だけであった公社の事業も、廃棄物を取り巻く時代のニーズに合わせて、リサイクルや中間処理、清掃工場の建設・運転に関する技術支援などへと広がっており、廃棄物処理の総合的・専門集団として発展して参りました。

現在では、東京都、区市町村等の環境施策に協力して、環境負荷の少ない持続可能な都市への実現に取り組んでおり、東京都の要請に基づいて、中間処理施設である城南島エコプラントを設置し、都内中小事業者等から排出される廃棄物の適正処理・リサイクルに貢献しているほか、自治体や民間団体と連携して地球温暖化防止活動などへの取り組みも進めているところでございます。

また、平成15年からISO14001の環境マネジメントシステム導入し、職員一人ひとりが良好な環境の維持やさらなる向上に積極的に日々取り組んでいます。

本報告書では、当公社の平成22年度ISO14001に関する活動及び環境に大きな影響を与えるであろうと考える事業活動について、「環境報告書」としてまとめております。

本報告書は、当公社が皆様へ環境情報を提供する重要なツールとして考えており、記載の取り組みに対する皆様方の声を、今後の事業活動と、情報提供のさらなる充実を図るために活かしていきたいと考えております。

財団法人 東京都環境整備公社

理事長 森 浩 志

2 環境報告書の範囲

2-1 対象分野

ア) ISO14001 の範囲

- ◆ 本社サイト、潮見サイト、中防サイト、京浜島サイトにおける環境管理システムの取組

イ) ISO14001 の範囲外で、環境改善活動に重要な役割を果たす事業活動

- ◆ 東京都地球温暖化防止活動推進センターにおける取組
- ◆ 城南島エコプラントにおける取組
- ◆ 東京都環境科学研究所における取組

2-2 対象期間

当社のISO14001の活動年度は、10月から翌年9月を1年度としているため、本報告書では、特に注釈したものを除き以下の期間をいう。

「平成23年度」：平成22年10月1日～平成23年9月30日

なお、ISO14001の範囲外（東京都地球温暖化防止活動推進センター、城南島エコプラント、東京都環境科学研究所）の対象期間は、以下の通りです。

「平成22年度」：平成22年4月1日～平成23年3月31日

3 会社の概要

3-1 設立年月日

昭和37年5月14日

3-2 設立目的

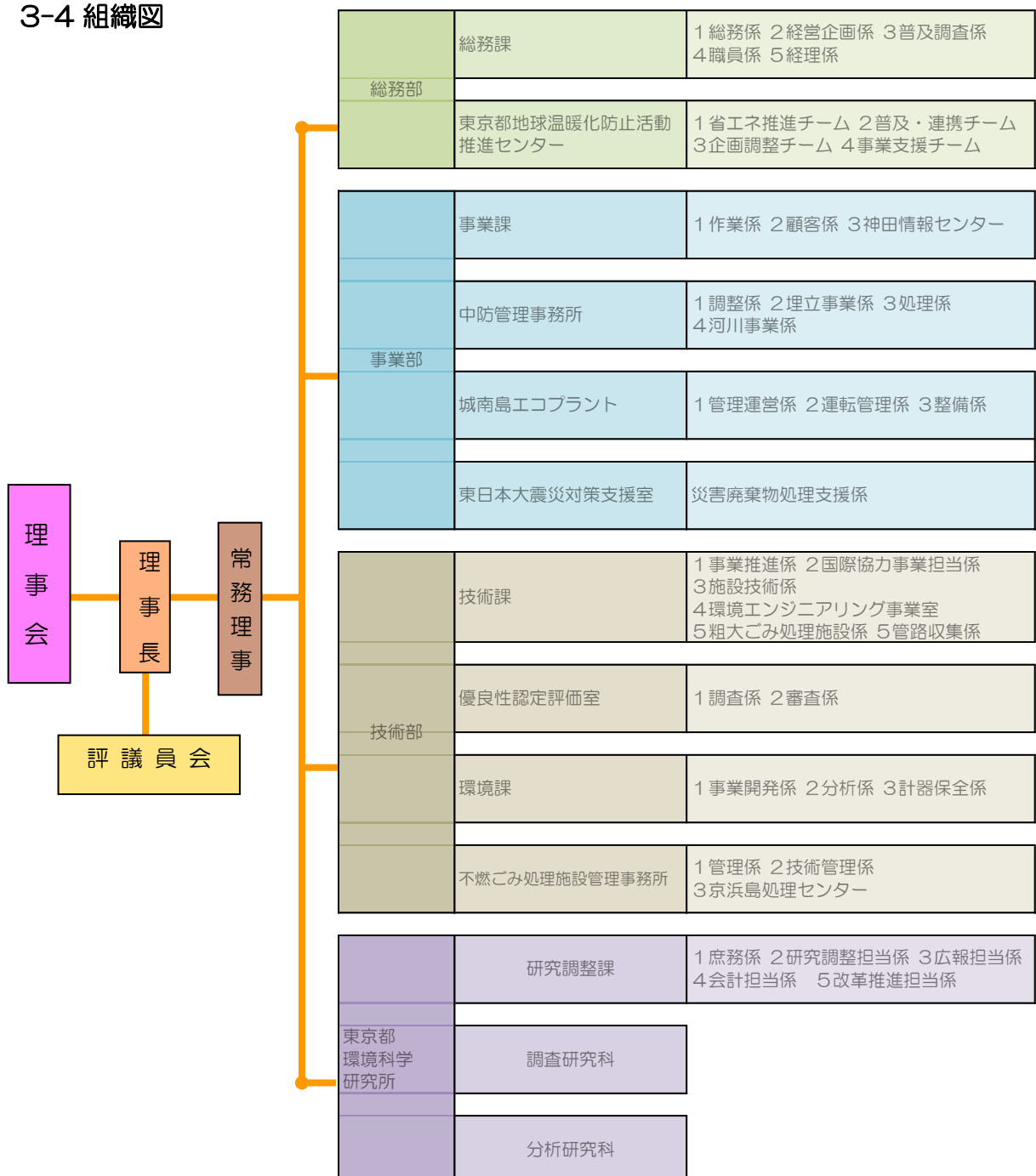
会社は、東京都及び区市町村等の環境施策に協力して、地球温暖化防止及び廃棄物処理等の環境の保全に関する事業を行うとともに、地域環境の整備を図り、もって環境負荷の少ない持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

3-3 事業の沿革

| | |
|------------|--|
| 昭和37年 5月 | (財)東京都環境整備事業協会設立 |
| 昭和37年 7月 | 事業系廃棄物の収集運搬事業開始 |
| 昭和48年 12月 | 社名変更(財)東京都環境整備公社となる |
| 昭和50年 4月 | 公害防止事業として臭気測定事業開始 |
| 昭和53年 4月 | 産業廃棄物等受入業務受託 分析測定業務拡大 |
| 昭和61年 4月 | 河川清掃及び揚陸作業受託 |
| 昭和61年 10月 | 分別ごみ処理施設運転管理業務受託 |
| 昭和63年 4月 | 清掃工場設備保全計画調査事業受託 |
| 平成 2年 8月 | 清掃工場等の計器保全事業受託 |
| 平成 4年 8月 | 破碎ごみ処理施設運転管理業務受託 |
| 平成 6年 1月 | 東京都推奨炭酸カルシウム入りごみ袋の販売開始(23区) |
| 平成 7年 12月 | ごみ管路収集輸送施設運転管理業務受託 |
| 平成 8年 10月 | 粗大ごみ申告受付業務受託 中防不燃ごみ処理センター第2プラント運転管理業務受託 |
| 平成 8年 11月 | 京浜島不燃ごみ処理センター運転管理業務受託 |
| 平成 9年 10月 | 城南島廃棄物処理施設(城南島エコプラント)開業 |
| 平成 11年 5月 | ISO(国際標準化機構)9002 認証取得(環境測定事業部門) |
| 平成 14年 10月 | 廃蛍光管類リサイクル事業拡大 |
| 平成 15年 5月 | 医療廃棄物適正処理モデル事業開始 |
| 平成 15年 11月 | 城南島エコプラント破碎処理困難物受入開始 |
| 平成 16年 2月 | 品川・八潮エコステーションの運営管理受託 |
| 平成 16年 4月 | 粗大ごみ等処理施設総合調整技術管理業務受託 |
| 平成 16年 10月 | ISO14001 認証取得(本社サイト) |
| 平成 17年 4月 | 東京都地球温暖化対策推進ネットワーク事業開始 医療廃棄物適正処理事業の事業開始 |
| 平成 17年 9月 | ISO14001 拡大認証取得(中防・京浜島サイト) |

- 平成 17 年 10 月 IC タグを活用した医療廃棄物追跡事業開始
- 平成 18 年 7 月 ペットボトルリサイクル事業開始
- 平成 18 年 9 月 ISO27001 認証取得（神田情報センター）
- 平成 19 年 3 月 廃消火器リサイクル事業開始
- 平成 19 年 4 月 東京都環境科学研究所が東京都から移管
- 平成 19 年 10 月 ISO14001 認証更新
- 平成 20 年 2 月 都知事より東京都地球温暖化防止活動推進センターの指定を受ける。
- 平成 20 年 4 月 東京都地球温暖化防止活動推進センター事業開始
- 平成 21 年 8 月 優良性基準適合認定制度事業を開始
- 平成 22 年 8 月 本社を墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 に移転

3-4 組織図



4 公社事業のご案内

4-1 収集運搬リサイクル事業

- ア) 廃棄物（事業系一般廃棄物・産業廃棄物）の収集運搬処理を行っています。
- イ) 廃蛍光管類、廃消火器、ペットボトルの再資源化を図っています。



4-2 産業廃棄物処理事業（城南島エコプラント）

都内中小企業から排出される産業廃棄物の破碎処理及びリサイクル事業を展開しています。

（詳細は 27 ページ以降に記載）

4-3 中央防波堤埋立処分場に関する諸事業

東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という）等から各種事業の委託を受け処分場や中間処理施設の円滑な運営を図っています。



- ア) 東京都から受託している主な事業
産業廃棄物受付指導等業務、産業廃棄物等の受入れ・敷均し業務、中央防波堤埋立処分場環境保全業務を行っています。

- イ) 清掃一組から受託している主な事業
一般廃棄物、産業廃棄物の受付指導等業務、粗大ごみ破碎処理施設の破碎済ごみの積込・運搬等業務、破碎ごみ処理施設の焼却残灰の運搬、処理施設内汚水槽及び管渠清掃等業務などを行っています。

- ウ) 河川水面清掃事業
都内30河川の浮遊ごみの清掃をしています。

4-4 施設運転管理事業

- ア) 不燃ごみ処理センター
23区内から出る不燃ごみを中間処理する不燃ごみ処理センターの運転管理業務を行っています。



イ) 品川八潮エコ・ステーション

品川清掃工場の敷地内に設置された天然ガススタンドの運営管理を行っています。

ウ) ごみ管路収集施設

臨海副都心地域のごみ管路収集輸送施設の運転管理を、清掃一組から受託しています。さらに、ごみ管路収集を利用している事業者の皆様から貯留機等の保守点検業務を受託するなど、ごみ管路収集システムを総合的に管理しています。

4-5 環境分析及び検査事業

ア) 環境分析

最新の機器と高度な技術力により、環境汚染物・廃棄物・スラグ・土壌等の調査、研究、化学分析等の各種事業を幅広く展開しています。なお、環境測定事業部門ではISO9001の認証を取得し、最適な品質管理を行っています。



イ) 清掃工場等計器保全

豊富な経験に基づいて、清掃工場等に設置している各種環境測定計器のメンテナンスを行っています。



4-6 神田情報センターの諸事業

ア) 粗大ごみ申告受付事業

都内18区1市の自治体から委託を受け家庭から排出される粗大ごみの申告受付を、集中方式（電話・インターネット）で行っています。



イ) 家電リサイクル受付事業

家電リサイクル法の施行により、都内23区から廃棄される家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫も含む）、洗濯機）を電話で申告受付しております。また、平成21年度からは家電リサイクル法の改正に伴い、新たに「衣類乾燥機」、「液晶モニター」についても同様に受付しております。

ウ) ICタグを活用した医療廃棄物の追跡システム事業

医療機関より排出された医療廃棄物の容器にICタグを貼付し、排出、収集運搬、中間処理、最終処分の工程ごとの処理情報を電子マニフェストに接続することで、追跡・監視する廃棄物の安全な処理を確保するシステムです。この事業は、(社)東京都医師会及び(社)東京都産業廃棄物協会と共同で実施している「個人開業医」のほか、都立病院など大規模病院もこのシステムを活用しています。

平成 20 年度より、このシステムを導入している都内の病院を対象に、システム経費の一部を補助するなど、東京都の重点事業として位置づけられ、都と協力して普及拡大に努めています。

4-7 廃棄物処理施設に関する技術支援事業

ア) 施設の計画・整備

自治体等が行う廃棄物処理施設の建設計画や発注仕様書の作成支援、設計図書の技術審査・施工監理を行うことで、真に必要とされる設備を適正な価格で整備できるように助言しています。

イ) 施設の維持管理・運転管理等

廃棄物処理施設を適切に維持するとともに、効率的な運転を図るため、精密機能検査の実施や、経済的な運転・燃焼管理の方法について支援しています。

4-8 東京都環境科学研究所の諸事業

昭和 43 年に都が設立した「東京都公害研究所」が前身であり、昭和 60 年に名称を改めた上で、平成 19 年からは当公社で運営を行っています。

東京の環境実態の把握、環境施策の検討・効果検証等、都の環境行政の展開に必要な調査・研究を実施し、都や都民の皆様へ科学的知見の提供を行っています。

(詳細は30ページ以降に掲載しています)

4-9 広報普及等事業

都の廃棄物最終処分場の現状や環境問題に対する理解を深めてもらうため、都民の皆様を対象とした環境関連施設の見学会を実施しています。また、小学生を中心とした都民の皆様への中央防波堤埋立処分場等の施設見学案内、城南島地区及び中央防波堤内側埋立地のスーパーエコタウン内にある8つのリサイクル施設の見学案内をそれぞれ東京都から受託しています。

4-10 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）の諸事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都知事から都内で唯一指定されたセンターです。東京における地球温暖化防止活動の拠点として、都民や企業の皆様の温暖化対策の支援等を行っています。

(詳細は20ページ以降に掲載しています)

5 環境方針

環 境 理 念

東京においては、大気環境など身近な環境問題については着実に改善がなされてきたものの、一方では、自然の消失や膨大な資源・エネルギーの消費による二酸化炭素の増加など、地球規模での環境の危機に直面しています。

こうしたなかで当社は、地球温暖化防止活動の推進や、省資源・資源循環の促進などの環境に係る事業を通じて、都市環境のさらなる向上や、環境負荷の少ない都市東京の実現に積極的に貢献していく必要があります。

当社は、職員一人ひとりがこのような理念と使命を十分認識し、次の方針による事業活動を通じて、より快適で質の高い都市環境の創出に寄与することを目指します。

環 境 方 針

- (1) 都民の環境問題に対する理解を広めるため、環境学習会や各種講習会の開催など普及啓発活動を行います。
- (2) 環境に関する技術支援調査事業等の経験を活かし、積極的に環境貢献活動を行います。
- (3) 廃棄物を適正に処理し、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)の推進に努めます。
- (4) 事業活動によって消費されるエネルギー及び資源の省力化に努めるとともに、発生する環境負荷の低減を図り、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的及び目標の設定並びに実施計画の策定と実践を行うとともに、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図り、定期的に見直しを行います。
- (6) 環境関連の法令、その他の要求事項を順守します。
- (7) この方針を文書化し、全職員及び関連事業者に周知するとともに、一般にも公開していきます。

平成23年10月25日

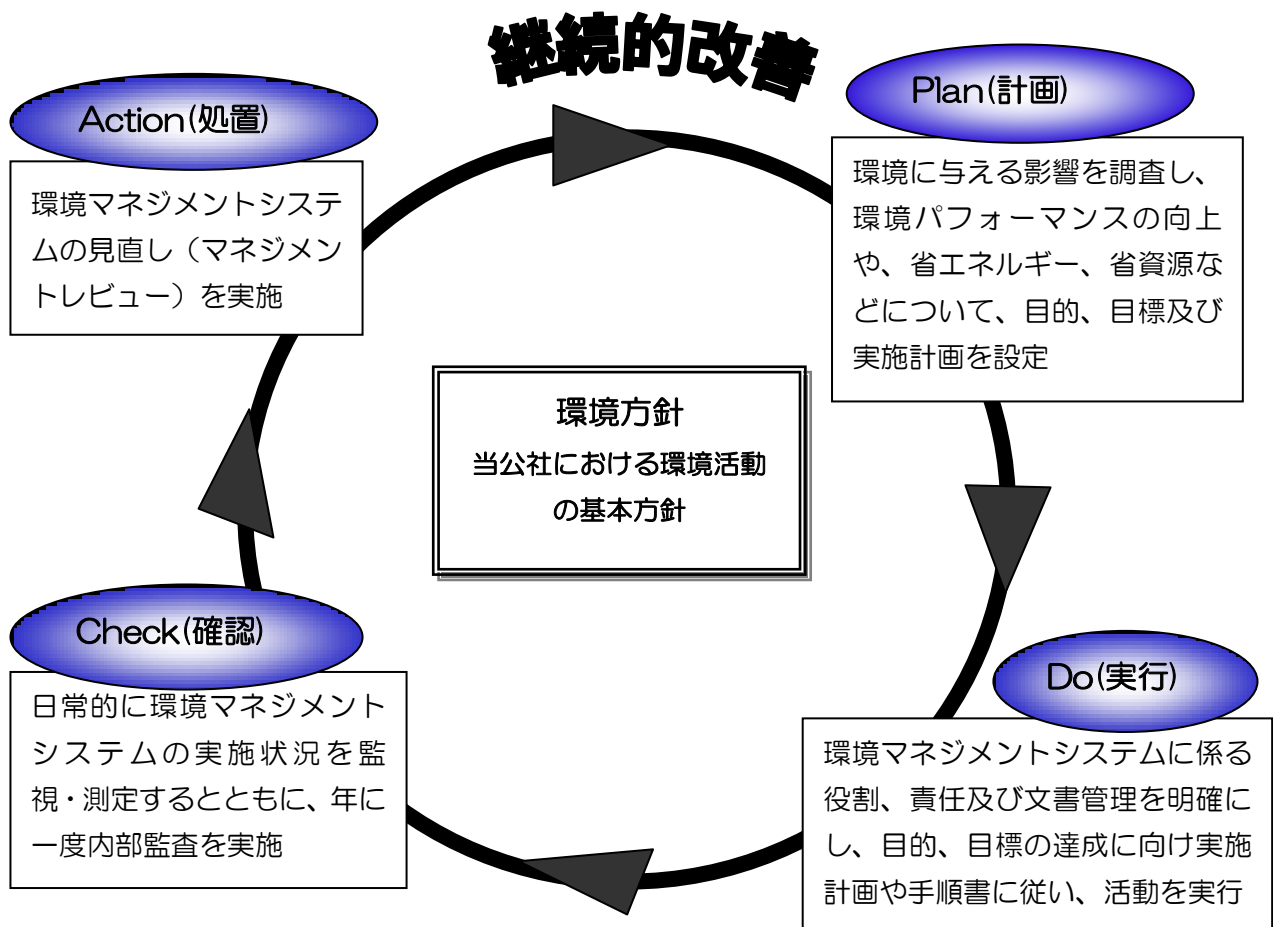
財団法人 東京都環境整備公社
理 事 長 森 浩 志

6 環境管理の概要

6-1 環境マネジメントシステムの導入経過

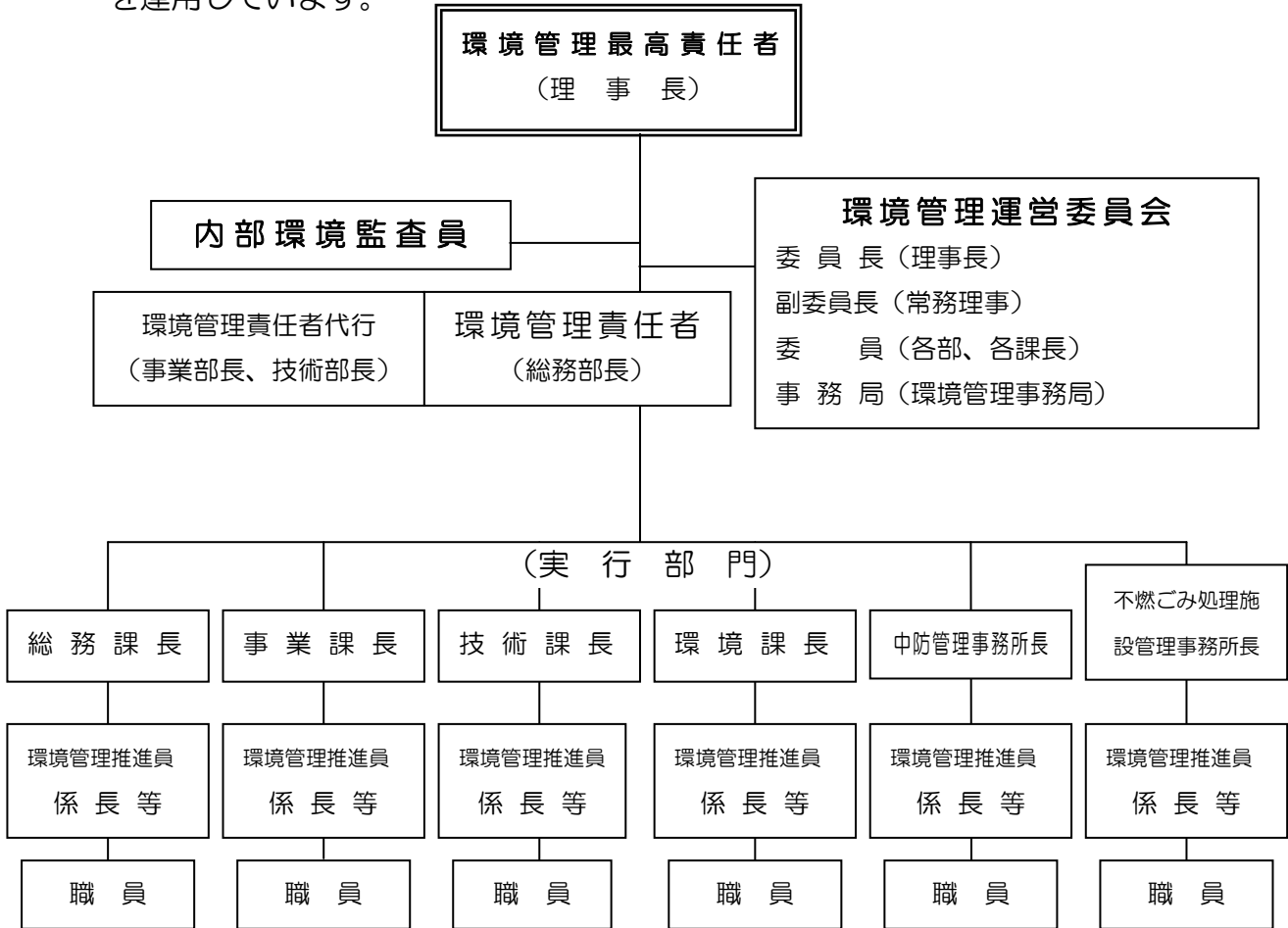
| | | |
|---------|------|--|
| 平成 15 年 | 7 月 | 「ISO14001 取得プロジェクトチーム」を設置 |
| | 10 月 | 環境方針を定めてキックオフ（認証取得宣言） |
| 平成 16 年 | 5 月 | 本社サイトにおいて環境マネジメントシステムの運用開始 |
| | 9 月 | 株式会社日本環境認証機構（認証機関）による審査 |
| | 10 月 | 本社サイト認証取得 |
| 平成 17 年 | 9 月 | 中防サイト及び京浜島サイト認証取得 ISO14001：2004 年版へ移行 |
| 平成 18 年 | 10 月 | 環境方針見直し |
| 平成 19 年 | 10 月 | 環境マネジメントシステム更新審査により認証を更新 |
| 平成 22 年 | 10 月 | 本社移転により本社サイトと潮見サイトそれぞれで認証取得 |
| 平成 23 年 | 10 月 | 環境方針見直し |

6-2 環境マネジメントシステムの概要とシステムフロー図



6-3 環境マネジメントシステムの組織及び権限、責任

当社は、以下のような環境管理組織により効果的に環境マネジメントシステムを運用しています。



- ① 環境管理最高責任者：責任と権限をもって環境方針や環境目的・目標などの重要事項を決定し、システム運用の全責任を負う。
- ② 内部環境監査員：環境管理最高責任者から任命され、原則として年1回以上の内部環境監査を実施する。
- ③ 環境管理運営委員会：環境マネジメントシステムに係る各種事項を審議する。
- ④ 環境管理責任者：環境目的・目標を達成するためのマネジメントプログラムやシステム運用の管理責任を負う。
- ⑤ 環境管理責任者代行：環境管理責任者の役割を代行する他、環境管理責任者から付託された業務を行う。
- ⑥ 実行部門長：部門毎に担当する業務に係るシステム運用の管理責任を負う。
- ⑦ 環境管理推進員：実行部門長から指名され、環境側面の抽出、法規制類の順守状況のチェック、実行部門長からの環境情報の職員への伝達など、係等におけるシステム運用を実施する責任を負う。
- ⑧ 環境管理事務局：システムの構築および運用に関する庶務を行う。

6-4 環境マネジメントシステムの教育・訓練

当会社では、職員の環境意識を高め、環境改善に取り組むための知識や技能を身につけるための以下の教育・訓練を毎年実施しています。

① 環境自覚教育

環境管理活動に対する自覚を持つために実施する教育であり、年1回以上、全ての職員を対象として実施しています。ここでは、当会社の環境方針及び環境管理活動への理解を深め、自分の役割を把握することにより、環境に関する知識・視野が広く、高い意識を持った職員の育成を目的としています。

② 力量と教育訓練

著しい環境影響の原因となりうる作業を担当する職員が、持っていない技能、経験、資格を明確にし、必要な教育訓練を実施します。さらに、著しい環境影響の原因となりうる作業を担当する職員に対しては、その作業に必要な力量をつけるために教育訓練を実施しています。

6-5 環境マネジメントシステムの緊急事態及び対応

環境に影響を与える可能性がある火災等の緊急事態に対しては、日頃から危機管理体制を整備する必要があるため、対応手順を整備し、緊急対応訓練を実施しています。

6-6 環境マネジメントシステムの内部環境監査実施について

内部環境監査は、当会社の環境マネジメントシステムがISO14001の基準を満たし、かつ適切に運用されているかを客観的に評価するものであり、原則1年に1回以上、2日間にわたり実施します。

6-7 環境マネジメントシステムの法規制類順守等について

当会社では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都民の生活と安全を確保する環境に関する条例、委託元からの要求事項などを、「法的及びその他の要求事項特定表」に定めています。また、年2回（9月、4月）のチェックを行い順守状況の確認をしています。

6-8 環境マネジメントシステムのマネジメントレビュー

環境マネジメントシステムが適切で有効であるかどうかを定期的に見直すことはISO14001の要求事項です。

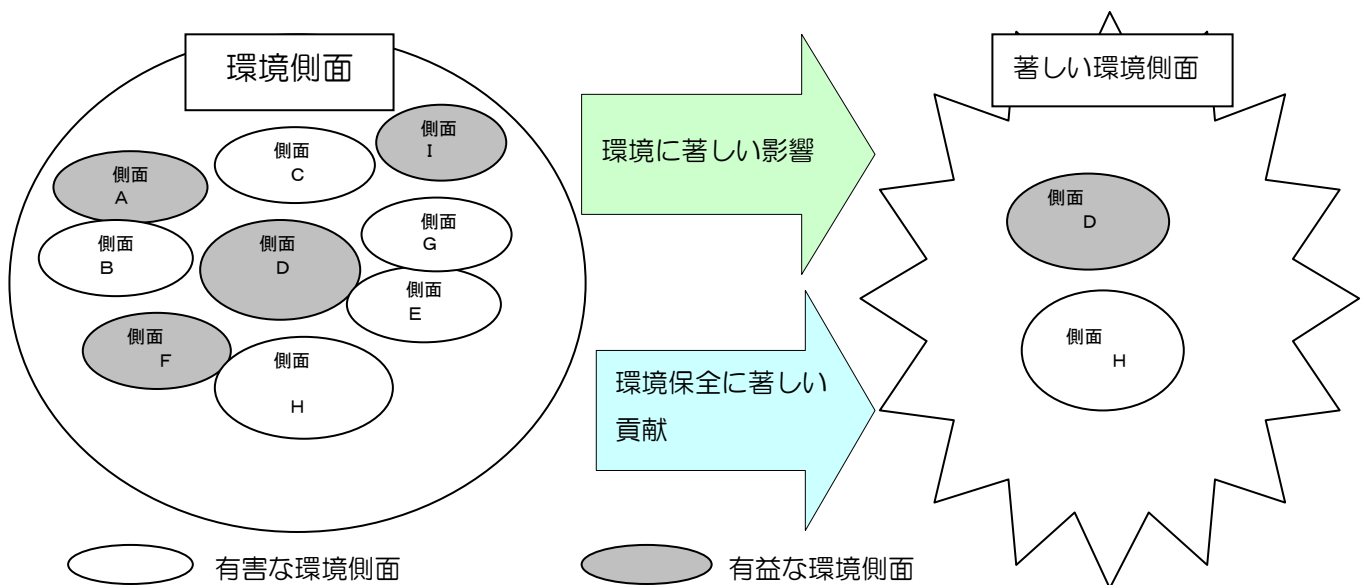
当会社では原則として年1回、理事長が環境マネジメントマニュアルに従いシステムの見直しを行います。

平成23年10月のマネジメントレビューでは、著しい環境側面を見直し、環境に有益な側面を主体とした環境目的、目標を掲げ、取り組んでいくこととしました。

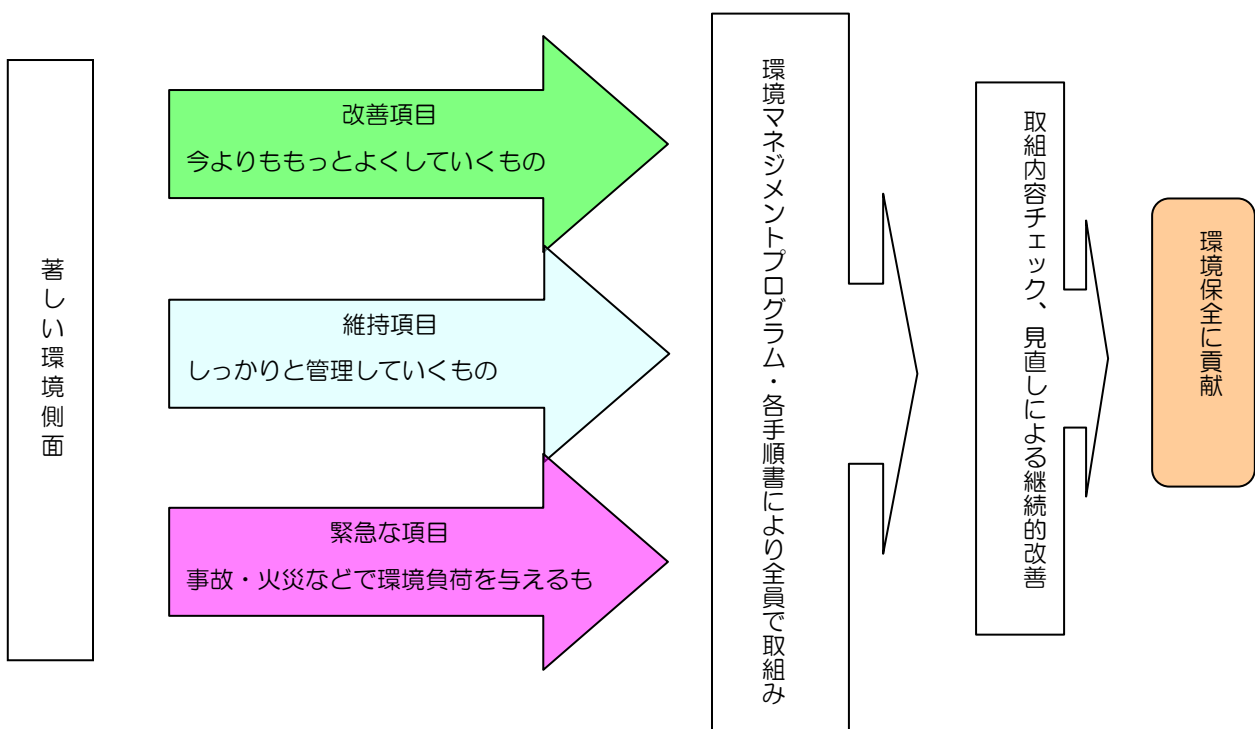
7 環境負荷（著しい環境側面）

当会社では、環境の保全及び廃棄物の処理等事業を通じて環境への貢献に努めておりますが、事業活動においては少なからず環境に影響を与えています。そのため、これらの事業活動の側面を調査し、特に環境への影響が顕著なものを「著しい環境側面」として定め、改善・維持に取り組んでいます。

＜環境側面の調査から著しい環境側面の登録までの流れ＞



＜著しい環境側に対する取組＞



8 平成23年度著しい環境側面 (改善項目・平成22年10月～平成23年9月)

| 環境方針 | No. | 環境目的 | 対象部署 | 平成23年度目標(目標値) |
|---|-----|--|------------------------|---|
| (1) 都民の環境問題に対する理解を深めるため、環境学習会の開催など普及啓発活動等行ないます。 | 1 | 環境学習会及び産廃排出事業者講習会の開催やキッズISOの普及活動を通じて、都民環境問題への理解を深める。 | 総務課 | アンケートを実施し、環境学習会参加者の理解度・満足度を調査する。 産廃排出事業者講習会を年3回実施する。 都内小学校へのキッズISO14001普及を推進する。 |
| | 2 | 環境負荷の低減を進め、廃棄物処理施設の適正な運転管理に伴う技術支援の更なる向上を図る。 | 技術課 | 技術支援先顧客に今後、技術支援のカリキュラムや情報を逐次反映していくため、アンケートによる調査を実施する。 |
| | 3 | 新に導入される水銀分析計の故障発生率を低減することを目的とする。 | 環境課 | 平成23年度も増加傾向にある新型水銀分析計の調査を引き続き行う。 |
| (2) 環境に関する技術支援調査業務等の経験を活かし、積極的に環境貢献活動を行います。 | 4 | 京浜島不燃ごみ処理センターの安定操業を目的とする。 | 不燃ごみ処理施設管理事務所 (京浜島) | 閉塞に伴う運転停止時間11時間以下にする。 |
| | 5 | 廃蛍光管類、ペットボトル及び廃消火器を中間処理し、資源循環型社会へ貢献する。 | 事業課 | 受け入れた産業廃棄物(廃蛍光管類、廃ペットボトル、廃消火器)を適正に処理する。 |
| (3) 廃棄物を適正に処理し、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再利用)の推進に努めます。 | 6 | 廃棄物の分析を実施することで、環境保全事業やリサイクル事業に貢献する。 | 環境課 | 平成23年度は廃棄物分析の受託件数を昨年度対比5%以上増(1,100件以上)を目指す。 |
| | 7 | 中央防波堤埋立地におけるごみの飛散の抑制 | 中防管理事務所 | 中央防波堤埋立地における環境保全体制の整備 |
| (5) 事業活動によって消費されるエネルギー及び資源の省力化に努めるとともに、発生する環境負荷の低減を図り、汚染の予防に努めます。 | 8 | ヤードのごみ滞り量の管理により、火災の発生と廃棄物から出る悪臭や害虫の発生を防止する。 | 不燃ごみ処理施設管理事務所 (中防) | 受入ヤードの滞り量を通常時2000t以下で管理する。定期補修工事・年末年始時4000t以下とする。基準値超過日を月間3日以内、年間20日以内とする。 |

9 著しい環境側面への取組結果

9-1 環境学習会及び産廃排出事業者講習会の開催、キッズISOの普及活動

平成23年度の取組結果

- 環境学習会における説明の向上を図るため、見学担当者の研修を実施し、見学者への満足度のいく対応を図った結果、参加者アンケートでは、96.4%の理解度、満足度を得られた。
- 産廃排出事業者講習会は、計画どおり2月に3回開催した。3日間を通じた参加者数は、述べ257名（会社数212社）であった。
- キッズISOは、平成22年度全体では、36校に2,302冊を配布・採点返却し、ISOの普及に貢献することができました。

9-2 廃棄物処理施設の維持管理に関する技術支援

平成23年度の取組結果

- 通年で、技術支援事業についてのアンケートを実施し、顧客満足度を調査した結果、目標である平均70点以上を達成することができた。来年度は、環境負荷の低減につながる廃棄物処理施設の延命化の提案を行うために必要な、具体的な技術支援先の要望を聞きだす工夫が必要である。

9-3 清掃工場の排ガス水銀分析計の安定稼働

平成23年度の取組結果

- 一部の清掃工場で、水銀濃度計（乾式Hg計）の還元能力低下が早く見られていた事例が続いていたが、改善することができた。

9-4 京浜島不燃ごみ処理センターの安定操業

平成23年度の取組結果

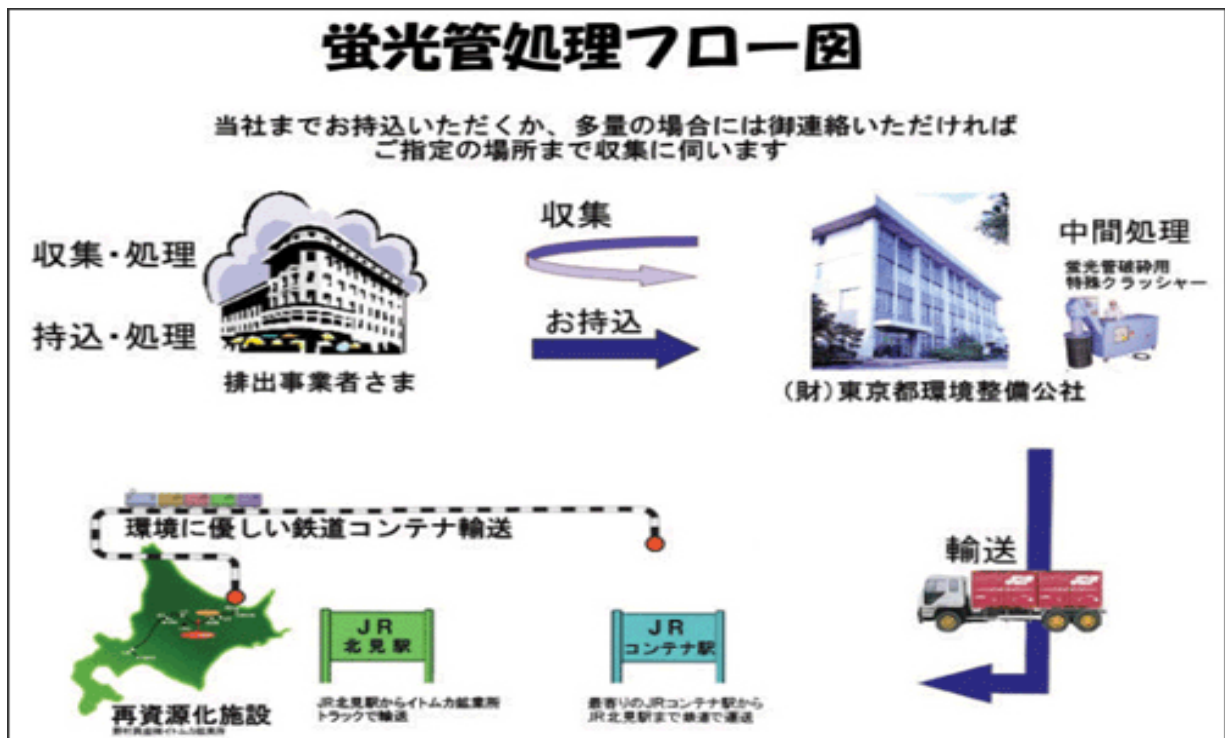
- ふるい選別機の閉塞に伴う運転停止時間を11時間以下にするという目標に対し、11月に11.5時間を記録し、目標値を超えてしまった。閉塞検討会議にて、監視用カメラの位置を移設するといった工夫をし、その後の閉塞時間は減らすことができた。安定した運転を維持することができた結果、その他の月では、全て目標値を達成することができている。

9-5 廃蛍光管、廃ペットボトル、廃消火器のリサイクル

平成23年度の取組結果

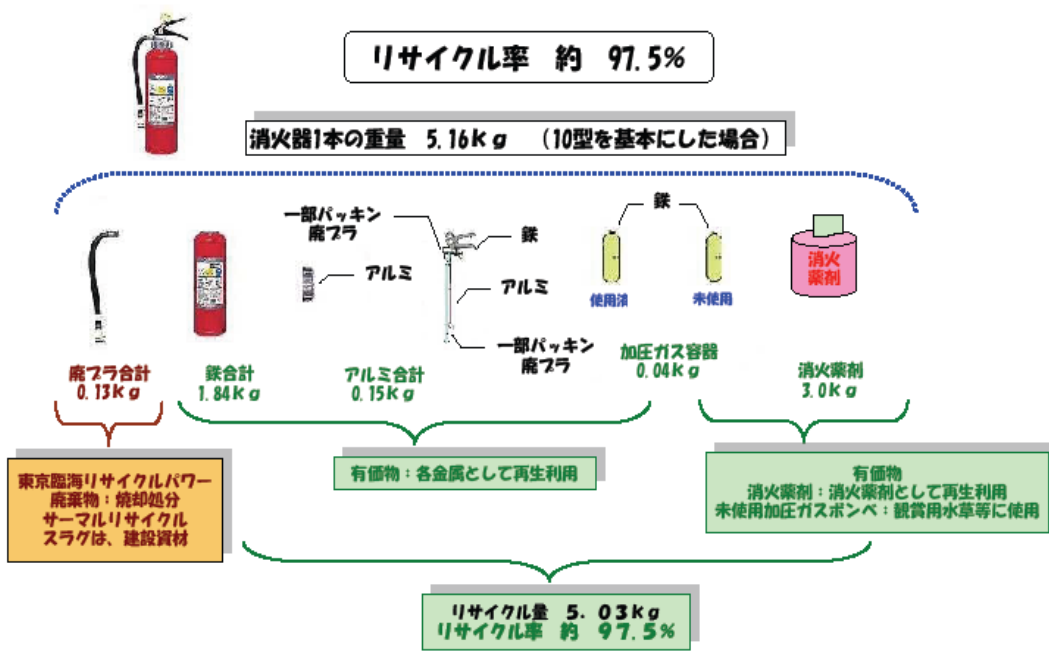
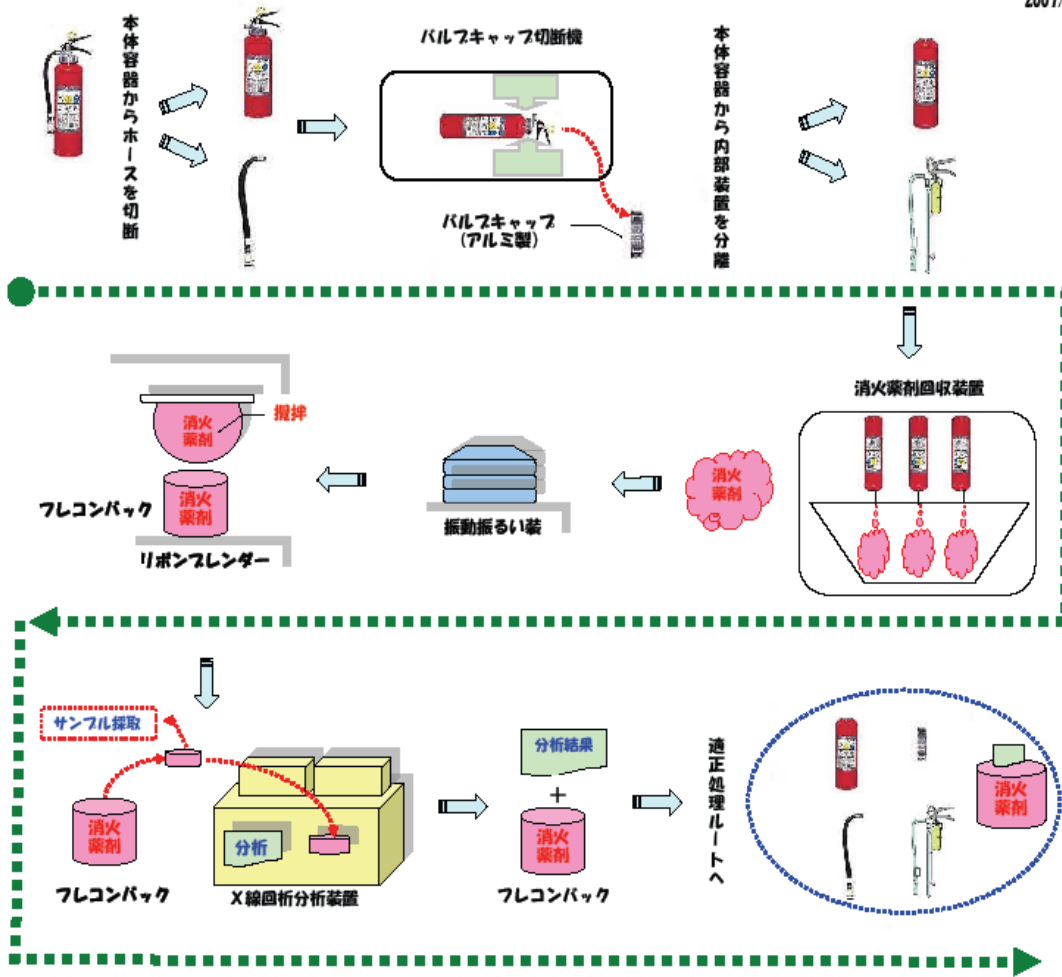
- 1年間を通じて、廃蛍光管、廃ペットボトル、廃消火器の適正処理に取り組んだ。結果は下記のとおり。

| | | |
|---------|---------|----|
| 廃蛍光管 | 846,389 | 本 |
| 廃ペットボトル | 129,691 | kg |
| 廃消火器 | 9,747 | 本 |



廃消火器処理フロー

(財) 東京都環境整備公社
2007/3/1



9-6 環境汚染物質等の分析測定

平成23年度の取組結果

- 生ごみやオフィスごみを原料にメタンガスを生成する事業の管理分析を受注したことにより、リサイクル事業に一層貢献した。
- 廃棄物分析受託件数
目標件数： 1,100 件以上
23年度実績件数：1,407 件

9-7 中央防波堤埋立地におけるごみの飛散抑制

平成23年度の取組結果

- 中央防波堤埋立地におけるごみの飛散抑制のためのパトロール等を実施した。
- 23年度目標及び評価
外側：目標70% 評価70.3% 達成率100%
内側：目標64% 評価64.6% 達成率101%

9-8 受入ヤード滞貨量の管理（中防不燃ごみ処理センター）

平成23年度の取組結果

- ごみ滞貨防止のため、処理運転延長や、時間当たり処理量の調整等で、基準滞貨量を超えないよう対応したので、基準値逸脱は1件も発生しなかった。
- ハエ等害虫及び悪臭の発生状況も環境パトロールにより確認し、特に問題なかった。

10 東京都地球温暖化防止活動推進センターにおける取組

東京都地球温暖化防止活動推進センターは、ISO14001 の範囲外ですが、東京における地球温暖化防止活動の拠点であるので、ご紹介いたします。

10-1 東京都地球温暖化防止活動推進センターの概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする民法法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社が平成 20 年 2 月 4 日に指定を受け、同年 4 月 1 日に東京都地球温暖化防止活動推進センターを開設しました。当センターは、東京における地球温暖化防止活動の拠点として、東京都や区市町村等と連携して普及啓発に取り組むとともに、都民や中小事業者の皆様への地球温暖化防止の取組や省エネ対策を支援してまいります。



☆ 当センターの愛称とシンボルマークを全国から公募し、平成 20 年 10 月に決定いたしました。



<愛称>

市民団体、事業者、自治体等と幅広いネットワークを築き、東京の中小規模事業所及び家庭部門の温暖化対策の拠点として CO₂ 削減を支援していくという、当センターが果たすべき役割を表現しています。

<シンボルマーク>

「とうきょう」の「と」と東京タワーをモチーフに、東京が中心となって地球温暖化を防止するイメージを重ね合わせ、印象深く、親しみやすいシンボルマークとして表現しています。

10-2 東京都地球温暖化防止活動推進センターの事業

(1) 地球温暖化防止支援活動事業

平成 20 年 2 月 4 日、東京都知事から「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく東京都地球温暖化防止活動推進センターとして指定され、同年 4 月に活動を開始した。

センターは、東京における中小規模事業所及び家庭部門の地球温暖化対策の拠点として、東京都及び区市町村等と連携して普及啓発に取り組むとともに、都民や中小事業者が行う地球温暖化防止活動や省エネ対策を支援する活動を展開した。

① 《中小規模事業者への温暖化対策等支援事業》

ア 中小規模事業所支援事業

(ア) 省エネルギー診断業務（東京都受託事業）

省エネ対策について関心のある事業者に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備や省エネ対策等を直接調査・診断し、省エネ対策を事業者に提案した。

さらに、新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施した。

| 区 分 | 22年度計画 | 22年度実績 | 21年度実績 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 省エネルギー診断 (件) | 700 | 700 | 383 |
| 運用改善支援 (件) | (100) | (100) | (93) |

※ 運用改善支援の件数は、省エネルギー診断件数の内数

(イ) 省エネルギー診断業務（区市からの受託事業）※ 第一回補正予算事項

都の診断対象とならない年間エネルギー使用量が、原油換算量で概ね 15kl 未満の小規模事業所について、豊島区、千代田区及び武蔵野市から省エネ診断業務を受託し実施した。

| 区 分 | | 22年度計画 | 22年度実績 |
|----------|----------|--------|--------|
| 省エネルギー診断 | 豊島区 (件) | 15 | 2 |
| | 千代田区 (件) | 10 | 1 |
| | 武蔵野市 (件) | 10 | 2 |

(ウ) 省エネルギー診断員の育成業務（東京都受託事業）※ 第一回補正予算事項

東京都緊急雇用創出事業の地域人材育成事業の一環として、中小規模事業所を対象とした省エネルギー対策を具体的に提案できる人材の育成業務を実施した。

| 区 分 | 22年度計画 | 22年度実績 |
|----------|--------|--------|
| 育成人数 (人) | 4 | 4 |

(I) 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介（東京都受託事業）

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度について、登録申請の受付や、温暖化対策に取り組む事業者に地球温暖化対策ビジネス事業者の紹介を実施した。

| 区 分 | 22年度実績 | 21年度実績 |
|----------|--------|--------|
| 新規登録 (社) | 24 | 14 |
| 継続登録 (社) | 112 | 77 |

イ 地球温暖化対策報告書制度及び省エネ導入推奨機器指定制度の運用（東京都受託事業）

中小規模事業所を対象とした「東京都地球温暖化対策報告書」の受付業務、事業者への指導や支援策の案内を行うとともに、中小企業向け省エネ促進税制において、都内の中小企業者が取得した場合、法人事業税又は個人事業税の減免を受けることができる、都指定の省エネ導入推奨機器の申請受付・審査業務を実施した。

| 区 分 | | 22年度提出状況 |
|-----------------|------|----------|
| 東京都地球温暖化対策報告書提出 | 事業者数 | 1,490 件 |
| | 事業所数 | 31,474 件 |

| 区 分 | | 22年度実績 |
|-----------|------|---------|
| 省エネ導入推奨機器 | 指定申請 | 5,198 件 |
| | 取消申請 | 53 件 |

ウ 区市町村及び業界団体との連携事業（東京都受託事業）

区市町村や業界団体と連携して、中小規模事業所向けに省エネルギー対策のポイントや進め方に関する研修会やイベントにおいて個別相談会を実施した。

また、業種毎の特徴を踏まえた具体的な省エネ手法をまとめたテキストを作成して、研修会を実施した。

| 区 分 | 22年度計画 | 22年度実績 | 21年度実績 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 区市別省エネルギー技術研修会 | 31 件 | 26 件 | 22 件 |
| 省エネルギー対策推進出張相談 | 31 件 | 30 件 | 31 件 |
| 業種別エネルギー対策推進研修会 | 4 業種 | 4 業種 | 4 業種 |

② 《家庭部門における温暖化対策等支援事業》

ア 家庭の省エネ診断員制度の運営（東京都受託事業）

東京都が企業・団体と連携して実施している家庭の省エネ診断員制度の運営を実施した。

具体的には、省エネに関するノウハウを持ち、業務の中で家庭との接点を有する企業・団体を募集し、各団体から推薦を受けた方への研修を行い、診断員の登録・公表を実施した。

| 区 分 | 22年度実績 | 21年度実績 |
|---------|--------|--------|
| 診断員研修 | 7件 | 3件 |
| 統括団体の登録 | 7団体 | 5団体 |

イ 家庭のCO2削減アドバイス事業（国補助事業）

東京都家庭の省エネ診断員制度との相乗効果を図り、家庭の省エネを促進するため、地球温暖化防止及び家庭の省エネルギーに関する研修会等に講師を派遣した。

また、家庭から出るCO2排出量を把握し、身近でできる省エネ行動を実践してもらうため、省エネキャンペーン「とうきょうエコ・ムーブメント」を実施した。

| 区 分 | 22年度実績 | 21年度実績 |
|-------------------|--------|--------|
| エコ・アドバイザー派遣 | 26件 | — |
| とうきょうエコ・ムーブメント参加者 | 2,934件 | 1,055件 |

ウ 家庭における実践学習ベースアップ支援事業（東京都受託事業）

児童が環境について学び、考え、行動する契機となるよう、都内の小学校に対して、家庭で児童が取り組める省エネチェックシートや学習教材の無料配布を実施した。

| 区 分 | 22年度実績 | 21年度実績 |
|---------|--------|--------|
| チェックシート | 27件 | 47件 |
| 学習教材 | 21件 | 30件 |

③ 《普及啓発事業》

ア 普及啓発・広報事業（自主事業、国補助事業）

(ア) 相談窓口等の設置

地球温暖化防止に関する質問・相談に応じるとともに、省エネ対策に関するアドバイスや優良事例の紹介を実施した。

また、地球温暖化防止に関するDVD・学習教材等の貸出等事業を実施した。

(イ) イベント出展等による普及広報

イベントの開催や出展を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例を紹介し、都民一人ひとりの省エネ活動を促進するとともに、企業や自治体等の省エネセミナー等に講師の派遣を実施した。

| 区 分 | 22年度実績 | 21年度実績 |
|-----------------------|--------|--------|
| 相談窓口の設置及び図書類・学習機材等の貸出 | 50件 | 74件 |
| 省エネセミナーの開催 | 1件 | 1件 |
| イベント出展 | 13件 | 6件 |
| 講師派遣 | 26件 | 20件 |

イ 地球温暖化防止活動団体連携強化事業（国補助事業）

都内で地球温暖化防止活動をしている団体の情報交換の場を提供し、活動団体、自治体、地域協議会や事業者が相互に連携して活動をさらに発展させるための検討会を実施した。

| 区 分 | 22年度計画 | 22年度実績 |
|------------|--------|--------|
| 団体事業検討会の開催 | 3件 | 1件 |

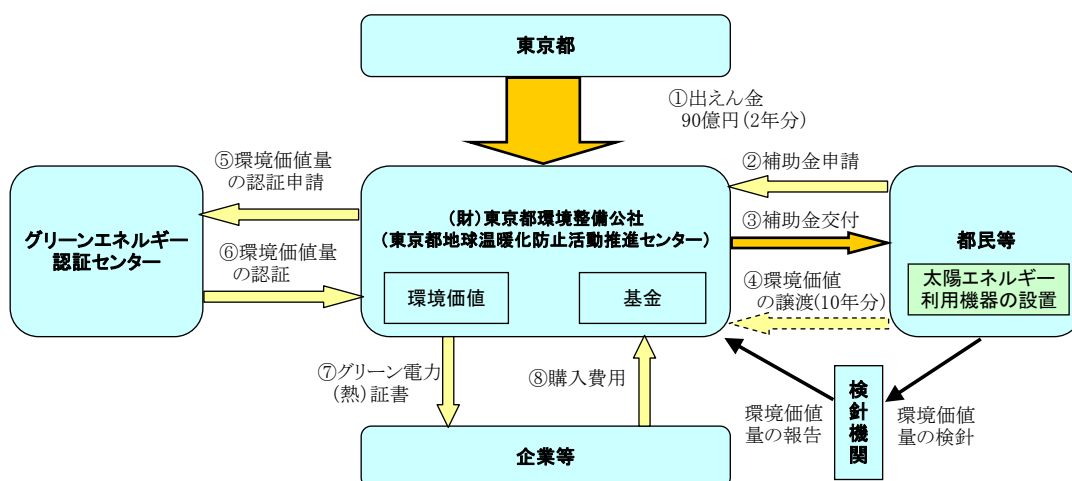
(2) 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（東京都補助事業）

太陽エネルギー利用の飛躍的な拡大を目指し、都補助事業において、都内の住宅に太陽エネルギー機器を設置する者に対して、補助金の交付を実施した。

（平成 21 年度及び平成 22 年度の 2 年間で基金 90 億円）

（受付件数）

| 区 分 | 22 年 度 計 画 | 22 年 度 受 付 件 数 | 21 年 度 実 績 |
|------|------------|----------------|------------|
| 太陽光 | 20,000 件 | 11,364 件 | 7,470 件 |
| 太陽熱A | | 139 件 | 130 件 |
| 太陽熱B | | 42 件 | 52 件 |

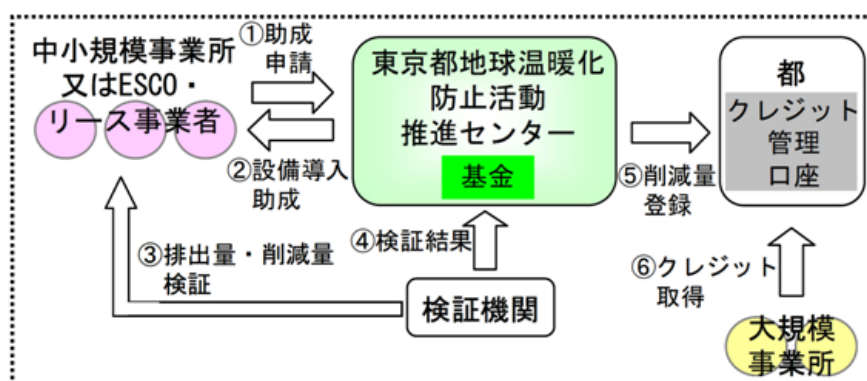


| 区 分 | 対 象 シ ス テ ム | 補 助 単 価 | |
|-----|--------------|------------------------|-------------------------|
| 太陽光 | 太陽光発電システム | 100,000 円/kw | |
| 太陽熱 | 太陽熱温水器 | 9,000 円/m ² | |
| | ソーラー システム | グリーン熱証書の発行ができないもの | 16,500 円/m ² |
| | | グリーン熱証書の発行ができるもの | 33,000 円/m ² |

(3) 中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業（東京都補助事業）

東京都と連携し、都内の中小規模事業所での省エネルギー対策として、省エネ診断等に基づく高効率な省エネ設備を導入する事業者に対し、発生するCO2削減量をクレジット化する権利を、都に無償譲渡することを条件にその経費の一部に助成金の交付を実施した。

（平成22年度及び平成23年度の2年間で基金80億円）



（出典：東京都「10年後の東京」への実行プログラム2010」）

(22年度実績)

| 区 分 | 22年度第1回募集 | 22年度第2回募集 | 合 計 |
|--------|------------|------------|------------|
| 交付決定件数 | 41 件 | 93 件 | 134 件 |
| 交付決定総額 | 約 13億 4千万円 | 約 26億 9千万円 | 約 40億 3千万円 |

11 城南島エコプラントにおける取組

城南島エコプラントはISO14001の範囲外ですが、埋立処分場の延命化及び環境負荷の低減のための重要な事業であるので、ご紹介します。

11-1 城南島エコプラントの概要

ア) 設立目的

平成9年10月から、中間処理していない産業廃棄物の最終処分場持込が禁止されたため、都内中小企業から排出される産業廃棄物（金属くず、ガラス及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくずの4種類）を破碎処理する施設として、東京都の関与により公社が城南島廃棄物処理施設（施設名「城南島エコプラント」という。）を建設・整備しました。



※ 二軸破碎機は、高速破碎機が定期補修工事のときに運転させます。



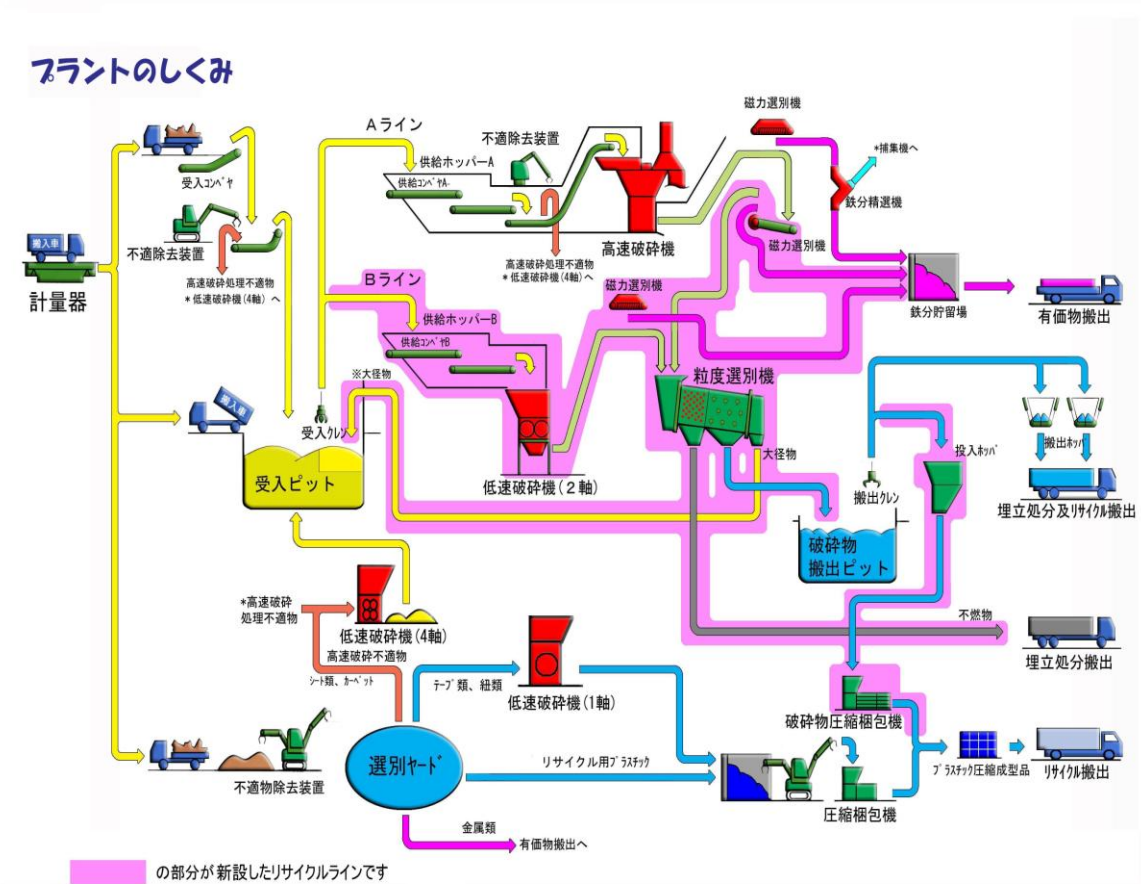
プラットホーム



高速破碎機

① ごみ処理の流れ（処理フロー図参照）

処理フロー図



※ 廃プラスチックのリサイクル増進について

都内に事業所を有する中小企業者等から排出される産業廃棄物を受入れ、中間処理して減容化したのち東京都の埋立処分場及び各リサイクル施設に搬出した。

また、受入れた廃プラスチック類については、施設改造、受入ごみの種別管理の導入により一層の資源化を図り、下期はリサイクル率 100%を達成した。

なお、受入量は、排出事業者のリサイクル促進や景気の低迷等により、計画量を大幅に下回った。（160 t/日「計画」→ 138 t/日「実績」）

| 区 分 | 22 年 度 計 画 | | | | | | 22 年 度 実 績 | | | | | | 21 年 度 実 績 | | |
|--|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | 上 期 | | | 下 期 | | | 上 期 | | | 下 期 | | | 処理量等 (t) | 作業 (日) | 日量 (t) |
| | 処理量等 (t) | 作業 (日) | 日量 (t) | 処理量等 (t) | 作業 (日) | 日量 (t) | 処理量等 (t) | 作業 (日) | 日量 (t) | 処理量等 (t) | 作業 (日) | 日量 (t) | | | |
| 産業廃棄物受入量 (a) | 24,480 | 153 | 160 | 24,160 | 151 | 160 | 21,870 | 153 | 143 | 20,164 | 151 | 134 | 48,606 | 304 | 160 |
| うち()は廃プラスチック類 (a') | (18,054) | | (118) | (16,610) | | (110) | (16,031) | | (105) | (13,779) | | (91) | (34,706) | | (114) |
| 金 属 類 等 回 收 量 (b) | 1,678 | 153 | 11 | 1,657 | 151 | 11 | 1,312 | 153 | 9 | 1,263 | 151 | 8 | 3,272 | 304 | 11 |
| 廃プラスチック類リサイクル量 (c) | 9,486 | 153 | 62 | 16,610 | 151 | 110 | 8,118 | 153 | 53 | 13,779 | 151 | 91 | 17,750 | 304 | 58 |
| 資 源 率 (d) = ((b) + (c)) / (a) (d) | 46% | | | 76% | | | 43% | | | 75% | | | 43% | | |
| 廃プラスチック類リサイクル率 (d') = (c) / (a') (d') | (53%) | | | (100%) | | | (51%) | | | (100%) | | | (51%) | | |

11-2 環境対策

主な環境対策として飛散ごみ対策及び臭気対策に取り組んでいます。

ア) 飛散ごみの対策

- ① 強風によるごみ飛散防止のため、高さ5.5mの防風フェンスを設置して、飛散防止を図っています。また、搬出ヤードにも飛散防止用フードを設置し飛散防止に努めています。
- ② 場内、周辺道路については、ロードシーパーによる清掃のほか、手作業による雑草の除去や清掃を定期的実施しています。
- ③ クレーンバケットの開閉速度を調整し、ホッパー投入時の風圧によるごみの飛散を防止しています。
- ④ 搬出車両の一斉点検を行い、ごみの飛散防止を図るよう密閉度を強化しています。

イ) 臭気対策

- ① 日常的な点検・清掃による臭気対策
プラント内については、汚れが滞留しやすい汚水溝の点検・清掃を徹底しています。
- ② 定期的な点検・清掃による臭気対策
汚水ポンプ槽や雨水枡（16ヶ所）については、高圧洗浄後、バキューム車による槽の汚水の汲み揚げを徹底しています。
- ③ 既存設備の維持管理強化による臭気対策
活性炭脱臭装置（受入・搬出・プラットホーム各1基、計3基）の活性炭を増量し脱臭効率を強化しています。更に活性炭を2ヶ月に1回交換しています。

- ④ 事務所階段室の臭気対策
簡易型オゾン脱臭器を2基設置しています。
- ⑤ 施設の集塵対策
バグフィルター3基（A系1基・B系2基、計3基）湿式集塵装置1基（A系1基）を設置しています。
・ バグフィルターのろ布を6ヶ月に1回交換しています。
・ 湿式集じん装置（1基）サイクロンスクラバーの日常点検を徹底しています。
- ⑥ 排出口から出される排気の臭気対策
サイクロンスクラバーの循環水の交換頻度を増加させ、さらに、オゾン脱臭装置を導入し、サイクロンスクラバー内にオゾン水を噴霧することにより、排出口から出される排気の脱臭を図っています。

12 東京都環境科学研究所における取組

東京都環境科学研究所はISO14001の範囲には入りませんが、環境改善や環境負荷の低減に重要な役割を果たす事業であるので、ここにご紹介します。

12-1 東京都環境科学研究所の概要

昭和43年4月「東京都公害研究所」として千代田区有楽町に設立されました。昭和60年4月「東京都環境科学研究所」に名称変更し現在地(※)に移転し、平成19年4月より当社に移管されました。研究所では環境実態の把握、環境施策の検討、効果検証等を実施し、都民及び東京都等へ科学的知見の提供を行っています。

12-2 東京都環境科学研究所による調査研究

東京都の環境施策に資する研究の受託をはじめ、国や民間企業等の外部資金を活用した研究や、大学や他の研究機関と連携した研究に取り組んでいます。

* 主な研究テーマ

| 調 査 研 究 | 研 究 期 間 |
|----------------------------|---------------|
| 自動車の環境対策の評価に関する研究 | 平成 21 ～ 23 年度 |
| マテリアルフローに関する研究 | 平成 21 ～ 23 年度 |
| 大気中微小粒子に関する総合的研究 | 平成 20 ～ 22 年度 |
| 光化学オキシダント対策の効率的な推進に関する研究 | 平成 22 ～ 24 年度 |
| 有害化学物質の分析法・環境実態に関する研究 | 平成 20 ～ 22 年度 |
| 土壌等におけるダイオキシン類の発生源解析に関する研究 | 平成 20 ～ 22 年度 |
| 生物生息環境・自然浄化機能に関する調査研究 | 平成 22 ～ 24 年度 |
| 緑によるヒートアイランド対策調査 | 平成 22 ～ 24 年度 |

12-3 東京都環境科学研究所による技術支援

土壌汚染発生原因究明調査や揮発性有機化合物(VOC)の処理技術の実証等への技術支援を行っています。

* 主な支援内容

- ◎ 化学工場跡地等におけるダイオキシン類発生原因究明調査
- ◎ 土壌汚染分析技術の活用に関する技術支援
- ◎ 環境技術実証事業
- ◎ 自動車排出ガス測定体制の整備(公的試験機関)

(※)東京都環境科学研究所現在地住所

東京都江東区新砂 1-7-5



本報告書に関するお問合せは、下記までお願いします。

(財)東京都環境整備公社 総務部 総務課
〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-26-5
電 話：03-3644-2189 (代表)
F A X：03-3699-1409
ホームページ：<http://www.tokyokankyo.jp/>